

平成二十年十二月九日受領
答弁第二九三号

内閣衆質一七〇第二九三号

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の佐藤勉内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の発言は、世界の経済状況等は変化する可能性があるとの一般的な認識を示したものである。

四について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、強い意思をもってロシア連邦政府との交渉を行っていく考えである。

五について

御指摘の発言は、我が国の固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、第三国の国民等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識しており、この問題を根本的に解決するためには北方領土問題そのものを解決する必要があると

考えているとの趣旨を述べたものである。

六について

御指摘の発言は、北方対策を担当する大臣として、閣議終了後の機会を捉えて、内閣総理大臣に対し、日露首脳会談において北方領土問題について具体的な進展を得るべく交渉してほしいと要請したとの趣旨を述べたものである。

七について

佐藤勉内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は適切に職務を遂行していると考えている。

八及び九について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。